

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る 検証委員会報告書の概要

令和4年1月
国土交通省

検証委員会の設置、構成等

※報告書を基に国交省にて作成

<検証委員会の設置>

- 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に関し、令和3年12月15日、岸田総理より「統計の学者のみならず、元検事や弁護士を入れた第三者委員会を国土交通大臣の下に立ち上げ、徹底的に検証し、一ヶ月以内にまとめ、統計委員会に報告し、政府統計の信頼回復を図ること」との指示を受け、同月23日、国土交通大臣の下に設置。

<検証委員会の構成>

- 統計学の専門家、弁護士の10名の委員及び2名の事務局長補佐
- 事実認定や評価・検証は委員及び事務局長補佐により行われ、最終的な報告書の内容も委員会の意思決定に基づき作成・確定

<調査方法等>

- 国交省監察部署収集の初期資料の検討、関係者に対するヒアリング、追加資料の収集。
 - 委員会資料については、今後、同様の検証を行う際に、調査対象者からの協力を得ることが困難になると考えられ、公表する予定はなく、調査終了後、事務局長にて保管予定。
 - 委員及び事務局長補佐は、調査終了後も含め、秘密保持を徹底。
- ※以上のように、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（日本弁護士連合会）において要求される委員会の独立性・中立性を十分に確保。起案権等においても同ガイドラインの内容を踏まえた運営。

<委員・事務局長補佐>

- ◎ 寺脇 一峰（弁護士 元大阪高検検事長）
 - 舟岡 史雄（信州大学名誉教授）
 - 岸 秀光（弁護士 元名古屋地検特別捜査部長）
 - 池田 順一（弁護士 長島・大野・常松法律事務所）
 - 国友 直人（東京大学名誉教授）
 - 西郷 浩（早稲田大学政治経済学術院教授）
 - 白石 俊輔（弁護士 元東京地方検察庁検事）
 - 中城 重光（弁護士 中城・山之内法律事務所）
 - 山下 智志（統計数理研究所副所長）
 - 和田 希志子（弁護士 ふじ合同法律事務所、第一東京弁護士会副会長）
 - 川崎 玉恵（東京理科大学理学部第一部特別講師）
 - 和氣 礎（弁護士 桃尾・松尾・難波法律事務所）
- ◎委員長、○委員長代理、●事務局長、・事務局長補佐

<調査、審議の経過>

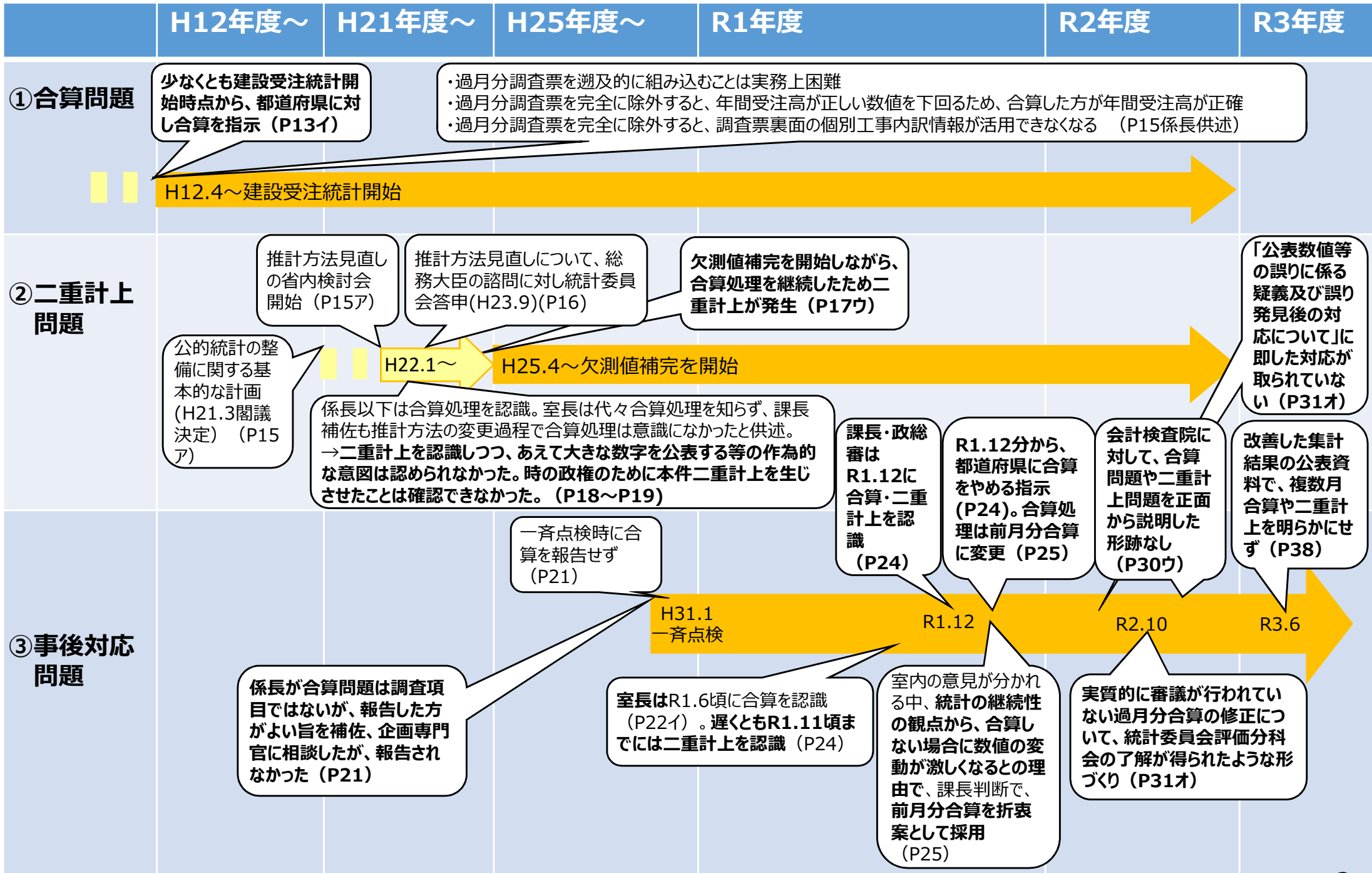
- 全体会議等：12月23日（第1回）、28日（第2回）、1月5日（第3回）、10日（第4回）、14日（報告書提出）
- ヒアリング：12月24日、25日、26日、27日、28日、29日、1月4日、5日、6日、7日、10日の11日間実施。
国土交通省職員（元職員を含む）60名に延べ70回。
8都府県（埼玉、東京、愛知、京都、大阪、奈良、広島、福岡）、会計検査院、総務省、国土交通省統計グループ（2回）。

<検証委員会が決定した調査・検討対象>

- ①合算問題、②二重計上問題、③事後対応問題（一斉点検での無報告、会検への対応、総務省統計委対応等）について、
 - 1 事実関係の調査、認定(①、②、③)
 - 2 認定した事実の評価(①、②、③)
 - 3 認定した事実の原因の検証(①、②、③)
 - 4 再発防止策

検証委員会の事実認定（時系列整理）

※報告書を基に国交省にて作成



検証委員会の実事認定、評価等

※報告書を基に国交省にて作成

	第4章 事実認定関係	第5章 評価	第6章 原因論	第7章 再発防止策
1. 合算問題	<ul style="list-style-type: none"> ○H12の建設受注統計の開始時点から、遅れて提出された調査票の「受注高」を当月調査票の「受注高」に合算するよう、統計室から都道府県に指示。(P13イ) ○合算した理由の係長供述。①過月分調査票を遡及的に組み込むことは実務上困難、②完全に除外すると、年間受注高が正しい数値を下回るため、合算した方が年間受注高が正確、③完全に除外すると、調査票裏面の個別工事内訳情報が活用できなくなる。(P15) 	<ul style="list-style-type: none"> ①国民の利用の観点からみて統計の注記に記載するなど公表なしに行われていた点、 ②調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた点において、 不適切。(P32ア) 	<ul style="list-style-type: none"> (●直接的原因 ◎間接的原因) ●人的・物的余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もないまま継続された。 ◎室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識。 (P38-39) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務過多の解消 ② 統計を統合的に理解する職員の配置
	<ul style="list-style-type: none"> ○H21年度からの推計方法の見直しの検討の結果、H25.4から、回収率の逆数を乗じて推計する方法による欠測値補完を開始したが、この際合算処理を継続した結果、二重計上問題が発生。(P17ウ) ○二重計上を認識しつつ、あえて大きな数字を公表する等の作為的な意図は認められなかった。時の政権のために本件二重計上を生じさせたことは確認できなかった。(P18-19) 	<ul style="list-style-type: none"> ○過月分が本来提出されるべき月と、実際に提出された月で二重に加算されるため、年次の統計として過大推計。(P36ア) ○各手続きの最終的な統計作成への影響を精査する役割の担当者が決まっておらず、形式的にも実質的にもいなかったことが過大推計を引き起こした理由 (P36イ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●集計実務を担当する係長・係員が気づきを得られなかった。 ◎推計方法の見直し過程で、係長以下と、推計方法を検討していた補佐以上の間で十分な情報共有がなく、情報が分断。室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識も背景。また、係長以下の業務過多。(P39-40) 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 職員の専門知識の習得 ④ 専門家との相談体制の構築
3. 事後対応問題	<ul style="list-style-type: none"> ○H31.1の一斉点検の際、係長が合算問題は調査項目ではないが、報告した方がよい旨を補佐、企画専門官に相談したが、報告されなかった。(P21) ○室長はR1.6頃に合算を、遅くともR1.11頃には二重計上を認識。課長、局長級の政総審もR1.12に認識。その後、会計検査院や総務省に十分な説明を行わず、合算処理廃止はR3.4分から。(P23-31) ○この間R1.12分からは、政総審の了解を得、都道府県での合算をやめる指示を出し、課長判断で前月分合算に変更し、統計室でマスキングテープを貼り合算していた。(P24-25) 	<ul style="list-style-type: none"> ○R1.12分からの前月分合算は、まずは、総務省に報告し意見を確認した上で決定すべきと思われる。 ○会計検査対応で二重計上の明確な説明を避け、総務省報告もR2.10に合算処理の見直しが統計委評価部会から承認されたように装った。 ○R3.6に改善した集計結果を公表の際、複数月合算や二重計上を明らかにしていない。 ○一斉点検で報告しなかったのは事なかれ主義の現れ。(P37-38) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「隠ぺい工作」とまでいうかどうかはともかく、幹部職員において、責任追及を回避したいといった意識 ◎管理職の短任期や統計室の業務過多により、管理職が自ら問題を解決せず先送りするインセンティブを有する構造的な問題 ◎問題の発覚が現職職員の不利益となる構造ゆえに、問題を隠蔽し又は矮小化させるインセンティブを有する構造的な問題 (P40-41) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成

このほかに、第1章概要等、第2章建設受注統計調査、第3章統計室、第8章追補、第9章終わりに(委員長及び委員長代理より)

第8章 追補
(P43)

<p>1 一部都道府県において合算処理継続 (令和元年 12 月分以降の本件調査票についても、一部の都道府県で書き換えが継続されていた可能性があること)</p>	<p>統計調査室は、令和 2 年 1 月、都道府県に対し、本件合算処理にかかる書き直しをしないで、本件調査票をそのまま国交省に郵送するように指示しており、都道府県がこれを遵守している限りは、同月分以降は、本件合算処理をした本件調査票は送付されないことになっていた。しかし、本委員会の調査開始後に、本件統計室において本件調査票の点検を行っていたところ、一部の都道府県において、本件調査票表面の受注額実績がないが裏面に個別工事の記載があるなど書き換えの可能性が高いものがあったことが確認されている。 そのため、今後、国交省は、このような書き換えが継続されないように本件統計室から都道府県に対して明確な指示をすべきであるし、過月分混入の影響についても、判明次第これを明らかにすべきである。</p>
<p>2 回収率の計算方法の誤り(大手50社の参入) (平成 25 年 4 月分から令和 3 年 3 月分までの建設受注統計調査において用いられていた回収率の計算方法に誤りがあった点)</p>	<p>建設受注統計には、(抽出事業者を対象とした甲調査とは別に)大手 50 社のみを対象とした乙調査が存在するが、乙調査においては回収率の逆数をかける欠測値補完は行っていない。平成 25 年 4 月分から開始された回収率の逆数を欠けて欠測値を補完するという推計は、甲調査に関してのみ行われている。 そのため、甲調査の欠測値補完において用いる回収率は(大手 50 社を含まない)抽出事業者の回収率である必要がある。しかしながら、平成 25 年 4 月分からの推計変更の際、回収率の計算から大手 50 社を除外するように本件統計室が統計センターに依頼しておらず、結果として、大手 50 社の数値が、回収率を計算する際の分母及び分子に含まれていた。大手 50 社の回収率は他事業者の回収率よりも高いため(通常 100%である)、これを分子・分母に入れてしまうと、回収率が高く計算される。その結果、回収率の逆数は小さい数値となるため、若干ではあるが、甲調査の推計が、(本件二重推計問題の影響を無視すると)本来予定されていたよりも低く算出されていたこととなる。なお、回収率の計算方法の誤りは令和 3 年 4 月分から修正済みとのことである。 この問題は、本委員会の調査対象事項ではないため、本委員会において詳細な調査は行っていないが、上記誤りが生じた理由や上記誤り発見後の対応の妥当性については、国交省において調査して公表すべきである。</p>
<p>3 完成予定年月の書き換えについて</p>	<p>甲調査及び乙調査の調査票に記載されている個別工事の完成予定年月が受注月よりも前の月になっているものについては、本件統計室が、事業者を確認せずに、完成予定年月を受注月に修正する運用を行っていたことが確認された。これにより毎月の出来高に加工して、これを反映する建設総合統計に影響が生じるおそれがある。 この問題も、本委員会の調査対象事項ではないため、本委員会において詳細な調査は行っていないが、上記のような運用が行われていた理由や上記運用の発見後の対応の妥当性、その影響の程度については、国交省において調査し、公表すべきである。</p>
<p>4 本件二重計上が生じている期間の建設受注統計調査の遡及改定</p>	<p>本件二重計上が生じている期間の建設受注統計は、その公表された数値には誤りがある。本件二重計上の影響の調査は、前記のとおり、令和 2 年 4 月頃から専門調査官が行っており、平成 31 年 4 月分から、過月分を除外した推計値が算出できると考えられる。書き換えられていない本件調査票が残存していない期間については、本来の数値に基づいて直接推計することは困難と考えられるが、平成 31 年 4 月からのデータを活用した上、一定の仮定を置くなどし、書き換えられていない本件調査票が残存していない期間の数値を推計することは、不可能ではないと判断される。 国交省は、本件二重計上が生じている期間の建設受注統計調査については、そのような推計によって遡及的に改定を行って公表することが望ましく、それに向けて努力をすべきである。</p>